

令和2年第7回（12月）定例会 議案参考資料

○専決処分の承認を求めることについて

報告第16号	土地改良事業の施行について	1P
--------	---------------	----

【単行議案】

議第82号	公平委員会委員の選任について	2P
議第83号	伊根町と宮津市との間の廃棄物処理に係る事務の委託の廃止について	3P
議第84号	与謝野町と宮津市との間の廃棄物処理に係る事務の委託の廃止について	3P
議第85号	京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び 京都府市町村職員退職手当組合同約の変更について	4P
議第86号	宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部改正について	6P
議第87号	宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	8P
議第88号	宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正について	10P
議第89号	宮津市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について	14P

議案参考資料
令和2年12月定例会

報告第16号

土地改良事業の施行について【専決】

区分

その他

【報告の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】	
<p>◆専決の趣旨・目的 令和2年8月11日の集中豪雨により被災した農地の災害復旧事業の施行について、土地改良法第96条の4第1項において準用する同法第87条の5第1項の規定により、応急工事計画を専決処分により定めたもの。</p> <p>◆専決の概要 ①農地 1箇所(2工区)畑地区 復旧延長 14m</p> <p>◆根拠法令 土地改良法(昭和24年法律第195号) (急施の場合) 第87条の5 第85条から前条までに規定するもののほか、災害又は突発事故被害のため急速に第2条第2項第5号の土地改良事業を行う必要がある場合には、国又は都道府県は、応急工事計画を定めてその事業を行うことができる。 (準用規定) 第96条の4 第96条の2第1項の規定により行う土地改良事業には、第36条第1項及び第5項から第8項まで、(略)第87条の5、第88条第19項及び第20項、第90条第4項並びに第93条の規定を準用する。この場合において、(略)第87条の5第1項中「第85条から前条まで」とあるのは「第96条の2から第96条の4まで」と、「国又は都道府県は、応急工事計画を定めて」とあるのは「市町村は、当該市町村の議会の議決を経て応急工事計画を定め、」と(略)読み替えるものとする。</p>		<p>【市民参加の状況】</p> <p>【政策等の効果及び費用】 ※関係する予算を12月補正予算として上程 予算 2,700千円(国庫災害分)</p> <p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>	
基本施策	—	重点戦略	—
		担当課・係	添付資料
		農林水産課 産業基盤係(45-1627)	

議案参考資料
令和2年12月定例会

議第82号

公平委員会委員の選任について

区分

人事案件

【提案の概要】

◆提案の趣旨・目的

地方自治法及び地方公務員法に基づき設置する公平委員会は委員定数3名で、委員は、市長が議会の同意を得て選任することとされている。
委員のうち1名の委員の任期が12月6日で満了となるため、委員の選任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるもの。

◆選任予定者

氏名	生年月日	住所	任期
豊浦 嘉治	昭和39年3月4日	宮津市字杉末 1510番地	令和2.12.7～令和6.12.6

◆参考（現任者）

氏名	任期
小谷 淳一	平成29.12.18～令和3.12.17（3期目）
天野 育子	平成30.9.1～令和4.8.31（3期目）

【みやづビジョンとの整合】

基本施策

重点戦略

【参考】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

(3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

○地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第9条の2 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3～9 （略）

10 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【市民参加の状況】

【政策等の効果及び費用】

【他の自治体の類似する政策との比較】

担当課・係

添付資料

総務課 職員係（45-1603）

議第82号

議案参考資料
令和2年12月定例会

議第83号 議第84号	伊根町と宮津市との間の廃棄物処理に係る事務の委託の廃止について・与謝野町と宮津市との間の廃棄物処理に係る事務の委託の廃止について	区分	その他
【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】	
<p>◆提案の趣旨・目的 宮津市、伊根町及び与謝野町における廃棄物の広域処理を行うため、平成14年10月と平成18年3月に締結した事務の委託を廃止することについて、地方自治法第252条の14第2項の規定及び同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>◆提案の概要 ○伊根町と宮津市との間の廃棄物処理に係る事務の委託 ○与謝野町と宮津市との間の廃棄物処理に係る事務の委託 ※いずれも令和3年3月31日をもって廃止</p> <p>◆参考 地方自治法（昭和22年法律第67号） （協議会の設置） 第252条の2の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。 2 （略） 3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。 （事務の委託） 第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。 2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。 3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。</p>		<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H14. 3 : 宮津市清掃工場改修 ・H14. 10 : 宮津市リサイクルセンター竣工 ・H14. 10 : 伊根町と宮津市との間の廃棄物処理に係る事務の委託に関する規約の締結（他与謝郡3町とも）＜施行H14. 10. 1＞ ・H14. 10 : 与謝郡4町のごみの受入開始 ・H18. 3 : 与謝野町と宮津市との間の廃棄物処理に係る事務の委託に関する規約の締結（合併に伴って）＜施行H18. 3. 1＞ ・H25. 4. 1 : 1市2町の宮津与謝環境組合を設立 ・R2. 6. 30 : 宮津市清掃工場閉鎖 ・R2. 7. 1 : 宮津与謝クリーンセンター本格稼動 	
【みやづビジョンとの整合】		【市民参加の状況】	
基本施策		【政策等の効果及び費用】	
重点戦略		【他の自治体の類似する政策との比較】	
—		担当課・係	
		市民課 環境衛生係（45-1617）	
		添付資料	

議案参考資料
令和2年12月定例会

議第85号	京都市市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び京都市市町村職員退職手当組合同約の変更について	区分	その他
<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 本市が加入している京都市市町村職員退職手当組合について、当該組合を組織する地方公共団体の数を増加し、組合同約の変更が必要となったことから、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>◆提案の概要 京都市市町村職員退職手当組合の構成団体の増加及び規約改正の概要 ○ 相楽東部広域連合の加入 ○ 当該加入に係る規約の所要整備</p> <p>◆施行日 令和3年4月1日</p> <p>◆参考 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は<u>一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。</u>ただし、（略）</p> <p>第290条 第284条第2項、<u>第286条</u>（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、<u>関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</u></p>		<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <p>◆京都市市町村職員退職手当組合の概要 ○ 設置目的 組合市町村の常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理するもの。 ○ 構成団体 7市11町村13組合（現在）</p>	
		<p>【市民参加の状況】</p>	
		<p>【政策等の効果及び費用】</p>	
		<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>	
<p>【みやびビジョンとの整合】</p>			
基本施策	—	重点戦略	—
<p>担当課・係 総務課 職員係（45-1603）</p>		<p>添付資料 ・新旧対照表</p>	

京都府市町村職員退職手当組合同約の一部を改正する規約 新旧条文対照表

現 行	改 正 案	内 容
<p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 この組合は、別表に掲げる市町村及び市町村の一部事務組合(以下「組合市町村」という。)をもって組織する。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>綾部市、宮津市、向日市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、国民健康保険山城病院組合、木津川市精華町環境施設組合、国民健康保険南丹病院組合、船井郡衛生管理組合、与謝野町宮津市中学校組合、乙訓環境衛生組合、相楽中部消防組合、乙訓福祉施設事務組合、京都府市町村議会議員公務災害補償等組合、相楽郡広域事務組合、京都府自治会館管理組合、乙訓消防組合、宮津与謝消防組合</p>	<p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 この組合は、別表に掲げる市町村並びに市町村の一部事務組合及び広域連合(以下「組合市町村」という。)をもって組織する。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <p>綾部市、宮津市、向日市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、国民健康保険山城病院組合、木津川市精華町環境施設組合、国民健康保険南丹病院組合、船井郡衛生管理組合、与謝野町宮津市中学校組合、乙訓環境衛生組合、相楽中部消防組合、乙訓福祉施設事務組合、京都府市町村議会議員公務災害補償等組合、相楽郡広域事務組合、京都府自治会館管理組合、乙訓消防組合、宮津与謝消防組合、<u>相楽東部広域連合</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の加入に伴う規定の整理 ・組合を組織する地方公共団体の追加

議案参考資料
令和2年12月定例会

議第86号

宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】		【政策等の背景・提案までの経過】	
<p>◆提案の趣旨・目的 非常勤特別職職員について、新たに設置が必要となった行政委員に係る報酬を設定し、所要の改正を行うもの。</p> <p>◆提案の概要 新たに定める非常勤特別職職員の報酬</p> <p>(1) 宮津市市有地有効活用事業者選定委員会 ・委員会の座長 日額20,000円 ・同委員 日額15,000円(大学教授等)又は7,500円</p> <p>(2) 宮津市公共施設マネジメント推進会議 ・推進会議の座長 日額20,000円 ・同委員 日額15,000円(大学教授等)又は7,500円</p> <p>(3) 宮津市環境基本計画策定委員会 ・委員会の委員長 日額20,000円 ・同委員 日額7,500円</p> <p>(4) 宮津市地域医療のあり方検討委員会 ・検討委員会の会長 日額20,000円 ・同委員 日額17,200円(医師)又は7,500円</p> <p>◆施行日 公布の日(宮津市環境基本計画策定委員会の委員長及び同委員については、令和2年10月8日から適用)</p>			
		【政策等の効果及び費用】	
		【他の自治体の類似する政策との比較】	
【みやづビジョンとの整合】			
基本施策	-	重点戦略	-
※みやづビジョン以外の計画があれば記載		担当課・係 総務課 職員係 (45-1603)	添付資料 ・新旧対照表

宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

新 旧 対 照 表		改 正 案	
現 行		改 正 案	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
(1)～(36) (略)		(1)～(36) (略)	
		(37) 市有地有効活用事業者選定委員会の座長	同 20,000 円
		(38) 同委員	同 15,000 円又は 7,500 円
(37)～(40) (略)		(39)～(42) (略)	
		(43) 公共施設マネジメント推進会議の座長	同 20,000 円
		(44) 同委員	同 15,000 円又は 7,500 円
		(45) 環境基本計画策定委員会の委員長	同 20,000 円
		(46) 同委員	同 7,500 円
(41)～(50) (略)		(47)～(56) (略)	
		(57) 地域医療のあり方検討委員会の会長	同 20,000 円
		(58) 同委員	同 17,200 円又は 7,500 円
(51)～(93) (略)		(59)～(101) (略)	
(94) 第66号 から前号までに掲げる者以外の者で、顧問、参与、調査員等	任命権者が市長と協議して定める額	(102) 第74号 から前号までに掲げる者以外の者で、顧問、参与、調査員等	任命権者が市長と協議して定める額
		<p>附 則</p> <p>(施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第45号及び第46号の規定は、令和2年10月8日から適用する。</p> <p>(報酬の内払)</p> <p>2 改正前の別表第64号及び第65号の規定により、令和2年10月8日からこの条例の施行の日の前日までに支払われた環境基本計画策定委員会の委員長及び委員に対する報酬は、改正後の別表第45号及び第46号の規定による報酬の内払とみなす。</p>	

議案参考資料
令和2年12月定例会

議第87号

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

区分

条例の改正

【提案の概要】 ◆提案の趣旨・目的 特別職の職員の給与に関する法律の改正を受け、これに準じて本市の特別職である市長及び副市長の期末手当の支給月数を改定するもの。 ◆提案の概要 市長及び副市長の期末手当の支給月数を年間0.05月引下げ		【政策等の背景・提案までの経過】 ◆特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律 (R2年11月下旬公布予定) ○ 期末手当の改定 △0.05月 (年間3.40月分→3.35月分)													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1.70月</td> <td>1.70月→1.65月 (△0.05月)</td> <td>3.40月→3.35月 (△0.05月)</td> </tr> <tr> <td>令和3年度以降</td> <td>1.70月→1.675月 (△0.025月)</td> <td>1.65月→1.675月 (+0.025月)</td> <td>3.35月 (改定なし)</td> </tr> </tbody> </table>		区分	6月期	12月期	計	令和2年度	1.70月	1.70月→1.65月 (△0.05月)	3.40月→3.35月 (△0.05月)	令和3年度以降	1.70月→1.675月 (△0.025月)	1.65月→1.675月 (+0.025月)	3.35月 (改定なし)	【市民参加の状況】	
区分	6月期	12月期	計												
令和2年度	1.70月	1.70月→1.65月 (△0.05月)	3.40月→3.35月 (△0.05月)												
令和3年度以降	1.70月→1.675月 (△0.025月)	1.65月→1.675月 (+0.025月)	3.35月 (改定なし)												
◆施行日 令和2年度分 公布日 令和3年度以降分 令和3年4月1日		【政策等の効果及び費用】 ○改定に係る影響額 (教育長、議員含む) △422千円 ※影響額は一般会計ベース (R2年度)													
◆参考 ○ 議員及び教育長の期末手当については、「宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」及び「宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」において、「宮津市長及び副市長の給与に関する条例」の規定を準用していることから、それぞれ同様に0.05月の減額改定となるもの。		【他の自治体の類似する政策との比較】													
【みやづビジョンとの整合】															
基本施策	—	重点戦略	—												
		担当課・係 総務課 職員係 (45-1603)	添付資料 ・新旧対照表												

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
<p>第1条による改正関係 (期末手当) 第5条 市長等の期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、その額に 100分の170 を乗じて得た額とする。</p> <p>第2条による改正関係 (期末手当) 第5条 市長等の期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、その額に 100分の165 を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 市長等の期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、その額に 100分の165 を乗じて得た額とする。</p> <p>(期末手当) 第5条 市長等の期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、その額に 100分の167.5 を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>

議案参考資料
令和2年12月定例会

議第88号	宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正について	区分	条例の改正
-------	-----------------------------	----	-------

<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 令和2年の人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の改正を受け、期末手当の改定を行うもの。</p> <p>◆提案の概要 期末手当の支給月数を年間0.05月引下げ 【一般職職員（再任用職員、特定任期付職員を除く）】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">令和2年度</td> <td>期末手当</td> <td>1.30月</td> <td>1.30月 →1.25月 (△0.05月)</td> <td>2.60月 →2.55月</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.95月</td> <td>0.95月</td> <td>1.90月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.25月</td> <td>2.25月 →2.20月</td> <td>4.50月 →4.45月</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">令和3年度以降</td> <td>期末手当</td> <td>1.30月 →1.275月 (△0.025月)</td> <td>1.25月 →1.275月 (+0.025月)</td> <td>2.55月</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.95月</td> <td>0.95月</td> <td>1.90月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.25月 →2.225月</td> <td>2.20月 →2.225月</td> <td>4.45月</td> </tr> </tbody> </table> <p>【特定任期付職員】 ○ 期末手当 3.40月 → 3.35月 (△0.05月) ※再任用職員については改定なし 1.45月</p> <p>※なお、会計年度任用職員の期末手当については、「宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」において、「宮津市一般職職員の給与に関する条例」の規定を準用していることから、同様に0.05月の減額改定となる。ただし、令和2年度での改定は行わず、令和3年度からの改定として取り扱うもの。</p> <p>◆施行日 令和2年度分 公布日 令和3年度以降分 令和3年4月1日</p>		区分	6月期	12月期	計	令和2年度	期末手当	1.30月	1.30月 →1.25月 (△0.05月)	2.60月 →2.55月	勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月	計	2.25月	2.25月 →2.20月	4.50月 →4.45月	令和3年度以降	期末手当	1.30月 →1.275月 (△0.025月)	1.25月 →1.275月 (+0.025月)	2.55月	勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月	計	2.25月 →2.225月	2.20月 →2.225月	4.45月	<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <p>◆令和2年人事院勧告 (R2.10.7勧告) ○給与勧告 ・期末手当の改定 (△0.05月)</p> <p>◆一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律 (R2年11月下旬公布予定)</p>	
区分	6月期	12月期	計																														
令和2年度	期末手当	1.30月	1.30月 →1.25月 (△0.05月)	2.60月 →2.55月																													
	勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月																													
	計	2.25月	2.25月 →2.20月	4.50月 →4.45月																													
令和3年度以降	期末手当	1.30月 →1.275月 (△0.025月)	1.25月 →1.275月 (+0.025月)	2.55月																													
	勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月																													
	計	2.25月 →2.225月	2.20月 →2.225月	4.45月																													
<p>【市民参加の状況】</p>		<p>【政策等の効果及び費用】</p> <p>○改定に係る影響額 △4,508千円 ※影響額は全会計ベース (R2年度)</p>																															
<p>【みやづビジョンとの整合】</p> <table border="1"> <tr> <td>基本施策</td> <td>—</td> <td>重点戦略</td> <td>—</td> </tr> </table>		基本施策	—	重点戦略	—	<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>																											
基本施策	—	重点戦略	—																														
<p>担当課・係 総務課 職員係 (45-1603)</p>		<p>添付資料 ・新旧対照表</p>																															

宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正について

第1条関係 宮津市一般職職員の給与に関する条例

新 現 行	旧 対 照 表	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日(次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の130</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>5～7 省略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日(次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>5～7 省略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日(次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>5～7 省略</p>

第2条関係 宮津市一般職職員の給与に関する条例

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日(次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>5～7 省略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日(次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員(第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>5～7 省略</p>

第3条関係

宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
<p>附 則 1～14 (略)</p>	<p>附 則 1～14 (略)</p> <p><u>(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例)</u></p> <p>15 <u>令和2年12月に支給する期末手当について第11条第1項及び第20条第1項において準用する給与条例第20条第2項の規定を適用する場合については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」とする。</u></p>

附則

新 旧 対 照 表	
現 行	改 正 案
	<p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>

議案参考資料
令和2年12月定例会

議第89号	宮津市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について	区分	条例の改正
<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 地方税法の改正が行われることに伴い、関係する条例の所要の改正を行うもの。</p> <p>◆提案の概要 延滞金の特例規定中の「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める用語の整理を行うもの。 ＜改正する条例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮津市督促手数料及び延滞金徴収条例 ・宮津都市計画事業中町通地区土地区画整理事業施行規程 ・宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例 <p>◆施行日 令和3年1月1日 ※地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）による地方税法の改正（延滞金の特例規定部分）の施行日と同日</p>		<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月31日公布 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号） 	
		<p>【政策等の効果及び費用】</p>	
		<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p>	
<p>【みやづビジョンとの整合】</p>			
基本施策	—	重点戦略	—
<p>※みやづビジョン以外の計画があれば記載</p>		<p>担当課・係 総務課 行政係（45-1602）</p>	<p>添付資料 ・新旧対照表</p>

宮津市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について

【第1条関係】宮津市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正

新旧対照表（第1条関係）	
現行	改正案
<p style="text-align: center;">宮津市督促手数料及び延滞金徴収条例</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p style="text-align: center;">宮津市督促手数料及び延滞金徴収条例</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>

宮津市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について

【第2条関係】宮津都市計画事業中町通地区土地区画整理事業施行規程の一部改正

新旧対照表（第2条関係）	
現 行	改正案
<p style="text-align: center;">宮津都市計画事業中町通地区土地区画整理事業施行規程 附 則</p> <p>1（略）</p> <p>2 当分の間、第25条第2項に規定する延滞金の年10.75パーセントの割合及び年5.375パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年5.375パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年10.75パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年5.375パーセントの割合を加算した割合とし、年5.375パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年5.375パーセントの割合を超える場合には、年5.375パーセントの割合）とする。</p>	<p style="text-align: center;">宮津都市計画事業中町通地区土地区画整理事業施行規程 附 則</p> <p>1（略）</p> <p>2 当分の間、第25条第2項に規定する延滞金の年10.75パーセントの割合及び年5.375パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年5.375パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年10.75パーセントの割合にあつてはその年における<u>延滞金特例基準割合</u>_____に年5.375パーセントの割合を加算した割合とし、年5.375パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年5.375パーセントの割合を超える場合には、年5.375パーセントの割合）とする。</p>

宮津市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について

【第3条関係】宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正

新旧対照表（第3条関係）	
現行	改正案
<p style="text-align: center;">宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例 附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当分の間、第13条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>	<p style="text-align: center;">宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例 附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当分の間、第13条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における<u>延滞金特例基準割合</u>_____に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>

宮津市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部改正について

【附則関係】

新旧対照表（附則）	
現 行	改正後案
	<p><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> 1 <u>この条例は、令和3年1月1日から施行する。</u></p> <p><u>（適用区分）</u> 2 <u>この条例による改正後の宮津市督促手数料及び延滞金徴収条例附則第3項、宮津都市計画事業中町通地区土地区画整理事業施行規程附則第2項及び宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例附則第2項の規定は、延滞金のうち、令和3年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。</u></p>